

第 35 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 5 年 4 月 25 日							
開 催 場 所	行 田 市 役 所 305A・B 会 議 室							
開 議 時 刻	9 時 00 分							
閉議時刻	9 時 25 分							
会 長	大関守宏		会長代理		島田勇・藤間光治			
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要		議席 番号	氏 名	摘 要	
	1	國 島 健 一	出○席 欠席		9	町 田 実	出○席 欠席	
	2	島 田 勇	出○席 欠席		10	藤 間 光 治	出○席 欠席	
	3	大 関 守 宏	出○席 欠席		11	中 村 賢 一	出○席 欠席	
	4	伊 東 普 丈	出○席 欠席		12	新 井 健 一	出○席 欠席	
	5	寺 田 浩 市	出○席 欠席		13	太 田 浩	出○席 欠席	
	6	長 谷 部 明	出○席 欠席					
	7	石 井 幸 壽	出○席 欠席					
8	宮 崎 薫	出○席 欠席						

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	瀧田孝市	出○席 欠席	⑪	福田栄	出○席 欠席
	②	西村浩一	出○席 欠席	⑫	門倉浩一	出○席 欠席
	③	福嶋正一	出席 欠○席	⑬	秋山玉江	出○席 欠席
	④	浜山陽子	出○席 欠席	⑭	小川勢津雄	出○席 欠席
	⑤	吉田隆	出席 欠○席	⑮	梶田佳克	出○席 欠席
	⑥	野中實	出○席 欠席	⑯	茂木忠	出○席 欠席
	⑦	赤羽修一	出○席 欠席	⑰	小河原達矢	出○席 欠席
	⑧	永沼勝美	出○席 欠席	⑱	伊藤政一	出○席 欠席
	⑨	蓮豊	出○席 欠席	⑲	山口裕久	出○席 欠席
⑩	高沢宗春	出○席 欠席	⑳	松崎誠	出○席 欠席	
関係者				書記	局長	五十幡雅弘
					次長	広田敦史
					主任	赤城太郎

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局長 会長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p>	<p>開会宣告（9：00）</p> <p>あいさつ</p> <p>農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）</p> <p>議事録署名人の選出についてですが、藤間委員、中村委員のご両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、4件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、須加〇〇〇番地〇 〇〇〇 〇〇さんが、須加〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する須加字谷ノ田〇〇〇番〇、地目：田、1, 798㎡ 外4筆、計7, 957㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。埼玉用水路の南北に位置する須加地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に進行番号2でございますが、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する埼玉字二丁野通〇〇〇〇番、地目：田、489㎡ 外2筆、計1, 258㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。川里工業団地の西に位置する埼玉地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に進行番号3でございますが、和田〇〇〇番地〇 〇〇 〇さんが、和田〇〇〇番地〇 〇〇 〇さんが所有する和田字奈良町〇〇〇番〇、地目：田、800㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。行田市停車場酒巻線の西側に接する和田地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に進行番号4でございますが、南河原〇〇〇番地〇号 〇〇 〇〇さんが、〇〇〇〇〇〇〇が所有する南河原字前〇〇〇番、地目：田、3, 295㎡ 外4筆、計12, 397㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p>
--	---	---

<p>『議案第 2 号』 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について</p>		<p>場所につきましては、位置図の 4 ページをご覧ください。 県道北河原熊谷線の南北に位置する南河原地内の農振農用地でございます。</p> <p>以上、議案第 1 号について、事務局で農地法第 3 条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第 1 号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
	議長	<p>(なし)</p>
	議長	<p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第 1 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
	議長	<p>挙手全員と認めます。よって議案第 1 号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第 2 号』農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p>
	事務局次長	<p>議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の 1 ページをお願いします。議案第 2 号は、2 件となっております。</p> <p>進行番号 1 でございますが、前谷〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、自己所有の前谷字北通〇〇〇番〇、地目：田、1 8 0 m²について、物置 1 棟、4. 6 1 m²を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、申請地に隣接する住宅で生活しており、申請地を一部駐車場として利用していましたが、令和 3 年 1 1 月に申請地を相続した際、農地法の手続きがされていないことが判明いたしました。今回、この状態を是正するため申請がなされたものでございますが、申請地は上下水道が整備され、公共・公益的施設が近隣にある市街地化の傾向が著しい区域内にあり、また、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の 5 ページをご覧ください。ものつくり大学の北西に位置する前谷地内の集落内農地でございます。</p> <p>なお、既存の住宅敷地と申請地の面積を合計すると 3 9 5. 4 0 m²になる予定でございます。</p> <p>次に進行番号 2 でございますが、最初に訂正がございます。転用の事由が駐車場敷地となっておりますが、</p>

<p>『議案第3号』 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>国島委員 議長 議長 議長 事務局次長</p>	<p>正しくは貸駐車場敷地となります。お手数ですが、訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。それでは説明させていただきます。</p> <p>熊谷市箱田〇丁目〇〇番〇号 〇〇 〇〇さんが、自己所有の持田字六反沼〇〇番〇、地目：田、182㎡について、貸駐車場敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請地は現在砂利敷となっておりますが、申請人が令和3年9月に申請地を相続した際、農地法の手続きがされていないことが判明いたしました。今回、この状態を是正するため申請がなされたものでございますが、申請地は上下水道が整備され、公共・公益的施設が近隣にある市街地化の傾向が著しい区域内にあり、また、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。泉小学校の西に位置する持田地内の市街化区域に隣接する農地でございます。</p> <p>なお、駐車場の貸し出し先は近隣にある店舗になるとのことでございます。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る4月20日、現地調査をしていただいておりますので、国島委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る4月20日、私と島田委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第2号についての説明及び国島委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第3号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の2ページをお願いします。議案第3号は、4件となっております。</p>
---	--	---

進行番号1でございますが、樋上〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、東京都世田谷区太子堂〇丁目〇〇番〇号ー〇〇〇号 〇〇 〇〇〇さんが所有する長野字白山〇〇〇〇番〇、地目：畑、487㎡について、売買により住宅1棟、83.40㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、樋上地内で生活しておりますが、県が実施している下忍地区の調節地整備事業により住宅の移転が必要となり、近隣で移転先を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。長野工業団地の南に位置する長野地内の集落内農地でございます。

次に進行番号2でございますが、持田〇丁目〇番〇号ー〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが、野〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する堤根字中通〇〇〇番、地目：畑、505㎡について、売買により住宅1棟、102.37㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。武蔵水路の西に位置する堤根地内の集落内農地でございます。

次に進行番号3でございますが、谷郷〇丁目〇番〇〇号 〇〇 〇〇さんが、義理の祖母である南河原〇〇 〇番地〇 〇〇 〇〇〇さんが所有する南河原字新屋敷〇〇〇〇番〇、地目：田、23㎡について、使用貸借により住宅1棟、104.79㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、何かと手狭となってきたことから住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。県道熊谷館林線の東に位置する南河原地内の集落内農地でございます。

なお、農地以外の面積を合わせると全体で430㎡になる予定でございます。

次に進行番号4でございますが、藤間〇〇〇番〇 社会福祉法人〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇さんが、長野〇〇〇〇番地〇 〇棟〇〇〇号 〇〇 〇〇〇さんが所有する藤間字四ノ口〇〇〇番〇、地目：畑、558㎡外3筆、計1,111.61㎡について、売買によりデイサービス施設1棟、408.91㎡を建築するた

報告事項		<p>めの敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、隣接地で特別養護老人ホームを経営しておりますが、様々な介護を必要とするニーズに応え、地域福祉サービスの向上を目的として老人デイサービス事業を行うための施設の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。</p> <p>申請地は、集落に接する農地であり、また、本件は社会福祉法及び老人福祉法に基づく公益性が高いと認められる事業を行うための施設であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。配置につきましては、道路を挟んで南側が建物敷地、北側が駐車場敷地の計画であり、星川の東に位置する藤間地内の集落に接する農地でございます。</p> <p>なお、こちらの案件は昨年6月に除外の審議をいただいた案件でございます。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わりますが、去る4月20日、現地調査をしていただいておりますので、島田委員にご報告をお願いいたします。</p>
	島田委員	<p>去る4月20日、私と國島委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>事務局から議案第3号についての説明及び島田委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
	議長	<p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
	議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。</p> <p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p>
	主査	<p>議案書3ページをお願いいたします。</p> <p>(1)及び(2)につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は届出の手續きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、4件の届出があり、転用目的は、駐車場敷地、自己用住宅でございます。添付書類も完備されておりました</p>

<p>6 その他</p>	<p>議長</p>	<p>ので、受理をしたものでございます。</p> <p>続きまして、(2)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、2件の届出があり、転用目的は、長屋住宅敷地、駐車場敷地でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>続きまして、(3)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。</p> <p>本件は、3件の届出があり、利用権等により農地の貸し借りを解約した場合に農業委員会に対し、通知するものでございます。合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いいたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>7 閉会</p>	<p>事務局長 主査</p> <p>事務局長</p> <p>事務局長</p>	<p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地利用最適化推進1・1・1運動の活動報告について ・令和5年度農家組合長会議の中止について ・令和6年度農林関係税制改正に関する要望書の提出について ・令和6年度県農地利用の最適化施策に関する意見書の提出の実施と意見集約への協力依頼について ・冊子の配布について【改訂版】地域(集落)の未来設計図を描こう！(全国農業図書ブックレット) ・農業委員及び農地利用最適化推進委員の最終候補者について ・農業委員及び農地利用最適化推進委員の選考委員会について <p>以上をもちまして、第35回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(9:25)</p>